

奈良県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十七年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称     | 医療機関の所在地   | 辞退年月日         |
|-------------|------------|---------------|
| 医療法人香悠会稲田医院 | 生駒市元町一―五―五 | 平成二十六年十二月三十一日 |